

## 山口市中山間地域U J I ターン等お試し就業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域における担い手の減少が問題となる中、U J I ターン等による人材を確保するため、過疎地域並びに中山間地域でのお試し就業に係る経費の一部を補助することにより、新たな担い手の確保を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) U J I ターン等 山口市外から中山間地域へ転入するもの及び市内非中山間地域から中山間地域に転居するものをいう。
- (2) お試し就業 企業への就業、事業承継を行うために有期の雇用契約等に基づいて、1月以上市内に居住し、事業主のもとで就業することをいう。
- (3) 事業承継 廃業を予定している事業者が今後おおむね5年以内に事業の譲渡又は廃業後の第三者の創業による事業承継を行うことをいう。
- (4) 中山間地域 山村振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分における山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する山口市内の地域をいう。
- (5) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法の適用地域に該当する山口市内の地域をいう。
- (6) 地域おこし協力隊 山口市長から任用通知書等の交付を受け、活動する者をいう。
- (7) 就労希望者 お試し就業により、事業主のもとで就業を希望する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する就労希望者を受け入れてお試し就業を行う事業者とする。ただし、補助対象者の役員の3親等以内の親族は、就労希望者となることはできない。

- (1) 市外から中山間地域へ今後転入を希望する者又は転入から5年以内の者
- (2) 市内非中山間地域から中山間地域へ今後転居を希望する者又は転居から5年以内の者
- (3) 地域おこし協力隊を2年以上経験した者で、かつ解嘱から1年以内であり、引き続き中山間地域に居住する者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の内容、補助対象経費、補助率、補助限度額等は別表に定めるとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、お試し就業を行う一週間前までに市長に提出しなければならない。

2 同一の申請者、就労希望者の組み合わせによる補助金の交付は一度限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象活動の変更等)

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金変更等承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、変更等の可否を決定した場合は、山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金変更等承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(完了報告等)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金完了報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の確定通知書を受けた交付決定者は、速やかに山口市中山間地域UJIターン等お試し就業補助金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、上記請求書の提出を受けてから30日以内に補助金を支払うこととする。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
  - (3) 虚偽の申請をしたとき。
  - (4) 市長の指導等に従わないとき。
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

補助対象事業の内容	事業所の所在地	補助対象経費	補助率	補助限度額
就業体験	過疎地域	従業員を募集している事業者において第3条に規定する就労希望者を受け入れ、その期間中に支払った給与（賃金及び就業規則等に定められた諸手当）、社会保険料その他必要と認める経費	3分の2以内	1人当たり月額100千円、3か月を上限とする。
事業承継体験	中山間地域	事業承継者を探している事業者において第3条に規定する就労希望者を受け入れ、その期間中に支払った給与（賃金及び就業規則等に定められた諸手当）、社会保険料その他必要と認める経費	3分の2以内	1人当たり月額100千円、3か月を上限とする。

※月の途中から補助事業を開始した場合の3か月の計算は、開始日の3か月後の前日を補助事業の終了日とする。

事業実施期間	交付決定日から当該年度の2月末日までに完了するもの
--------	---------------------------